

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aにおいて新聞配達員として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、配達を終え、販売店に戻る途中、折からの雨が眼に入ったことから、バイクの運転操作を誤り、カーブミラーに激突し、左足を骨折した。

請求人は、同日、B病院に受診し「左脛骨開放骨折」と診断され、療養を行った結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

当審査会は、請求人の主張を踏まえ、主治医のB医師の診断書、CR及びCTの画像及び障害補償給付実地調査復命書（以下「復命書」という。）等から、左膝関節の機能障害、左下腿の醜状障害及び神経症状の3点について、精査検討し、次のとおり判断する。

(1) 左膝関節の機能障害について、B医師の診断書、復命書から、左膝関節の可動域は、右膝関節の可動域の4分の3以下には制限されておらず、機能障害に該当しないものと判断する。

(2) 左下腿の醜状障害について、復命書及び請求人の外観写真から、手術痕とみられる線状痕が認められるが、手のひら大の醜い痕を残すものには至らないので、障害等級に該当しないものと判断する。

(3) 神経症状について、B医師は診断書において、「左膝の疼痛」、「手術創が大きく知覚障害が残存している」と所見している。

また、当審査会においてCR及びCT画像を読影した結果、左脛骨開放骨折の骨癒合は良好であることから、当審査会は、請求人に残存する神経症状を障害等級第14級に該当するとした監督署長及び審査官の判断は妥当なものと判断する。

(4) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」という。）では残存する神経症状を第12級と認定していることから納得できないとしているが、自賠責と労災保険は異なる制度であり、自賠責がどのような根拠をもって第12級と判断したかは、承知するところではなく、当審査会としては、請求

人の診療経過を踏まえ、医師の所見等を総合的に勘案の上、上記の判断に達したものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない

よって主文のとおり裁決する。